

補助金評価シート

| | | | | | | | |
|-----------------------|--|------|--------------------|-----------------|-----------|----|-----------|
| 区分 | 重点・ 重点以外 | 補助根拠 | 法令補助 ・その他補助 | 開始時期 | 平成30年4月1日 | 終期 | 令和3年3月31日 |
| 補助事業名 [下段に制度概要を記載] | 新潟市民間建築物アスベスト除去等工事補助金 新潟市内の民間建築物に露出して施工されている吹付けアスベストの除去、封じ込め又は囲い込み工事（以下「アスベスト除去等工事」という）を行う人に対し、工事費用の一部を助成することにより、アスベストの飛散による環境汚染を防止し、市民の健康維持を図るために実施するもの。 | | | | | | |
| 款・項・目 | 土木費・建築費・建築指導費 | | | | | | |
| 所属等 | 建築部 建築行政課 建築行政係 | | | 電話 025-226-2837 | | | |

| 年 度 | | 平成30年度（1年目） | | 令和元年度（2年目） | | 令和2年度（3年目） | |
|---------------|---|---|---------|------------|---------|------------|---------|
| 予算額等の推移 | 予算(千円) | 4,700 | 国 2,350 | 4,700 | 国 2,350 | 4,500 | 国 2,250 |
| | 決算(千円) | 4,700 | 国 2,350 | 950 | 国 475 | 2,250 | 国 1,125 |
| 補助率 | | 1/2 | | 1/2 | | 1/2 | |
| 目 標 | | 除去等施工面積 平成30年度：600㎡，令和元年度：600㎡，令和2年度：600㎡ <目標が数値でない場合の評価方法> | | | | | |
| 目標に対する達成度（指標） | 達成率100%以上 | 128.5% | 771 | | | | |
| | 達成率 80%以上 | | | | | | |
| | 達成率 50%以上 | | | | | | |
| | 達成率 50%未満 | | | 2.8% | 17 | 33.3% | 200 |
| | 目標が非数値化 ※取扱基準に記載した評価手法に基づく達成度について記入し | | | | | | |
| 補助事業者による情報の公表 | | 資産評価に係る内容のため公表できません。 | | | | | |

| | | | | |
|------|--|---|-----------------------------|---|
| チェック | a. 補助対象経費は事業の直接経費となっているか | ○ | e. 指標の推移が維持・向上しているか | × |
| | b. 補助率は1/2以内か | ○ | f. 補助事業者による情報の公表は適正に行われているか | — |
| | c. 補助額が5万円以上になっているか | ○ | g. 目標は数値化されているか | ○ |
| | d. 収入が過剰になっていないか(繰越金が生じていないか) | ○ | h. 目標は補助金の成果を検証しやすい設定か | ○ |
| 評価欄 | ×になった項目に対する今後の取組 | <a～fにおける取組> 大気汚染防止法の改正により、すべてのアスベスト含有建材が規制対象となることから、改修工事や解体工事においてさらなる対策強化を図るため、環境部などと連携して、施工業者への指導に努めていく。 <g～hにおける取組> | | |
| | 目標未達成の原因分析 | <期間（3年）を通して目標達成率80%未満の場合、なぜ達成できなかったか> 平成18年度から継続してきた取り組みにより一定の効果を得たことから、令和2年度をもって事業を廃止する。アスベストが確認されている建物の部位は、機械室・倉庫など日常的に人が出入りしない場所であり緊急性がないことや、建物が古いため改修が必要となることが多く、アスベスト除去に限られて予算を充てることが困難なことなどから、事業実施の効果が薄れていると推測される。 | | |
| | ① 拡充・改善（補助率、補助額、補助対象経費、その他） ② 継続 ③ 廃止 | ①～③の評価理由 ※目標未達成の原因分析に該当の場合はその要因を踏まえて今後どうするのかを記載すること 平成18年度から継続してきた取り組みにおいて、一定の効果を得たことから、令和2年度をもって事業を廃止する。 | | |